平成２３年（フ）第４０号
福岡県大川市大字本木室523番地１　ブレッザ・ジャルディーノ弐番館202号
債務者　志牟田　誠（旧姓大津）
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第４１号
福岡県三潴郡大木町大字上牟田口1018番地
債務者　野田侑貴惠
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第９６号
宮崎県都城市志比田町5823番地１　北号、前住所宮崎県都城市志比田町10992番地１コーポアンジェラス101
債務者　川路　邦男
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第１９４号
沖縄県浦添市宮城１丁目７番１―501号吉長荘
債務者　児玉トシ子（旧姓上地）
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第７１号
宮城県加美郡加美町木舟字前田66番地
債務者　高橋　健一
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第３９号
宮城県石巻市北村字小崎一37番地54
債務者　新田　貞行
1　決定年月日時　平成23年６月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第４０号
宮城県石巻市北村字小崎一37番地54、前住所宮城県桃生郡河南町北村字石取場１番地の４
債務者　新田美知江
1　決定年月日時　平成23年６月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第１８６号
秋田市旭南２丁目３番２号　鍛治町マンション405号
債務者　堀井　徳子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９１号
秋田市仁井田二ツ屋１丁目10番47号　ＭＫコーポ102号
債務者　菅野　剛次
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９２号
秋田市仁井田二ツ屋１丁目10番47号　ＭＫコーポ102号
債務者　菅野眞理子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７９号
茨城県牛久市柏田町3752番地の８
債務者　木村よし子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第８８号
茨城県龍ケ崎市佐貫町589番地１マンハイム佐貫Ａ棟921号室、前住所茨城県龍ケ崎市大塚町2492番地２
債務者　関口　典子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第９０号
茨城県龍ケ崎市川崎町108番地１　ソル・パラーシオ103号室
債務者　金澤　正博
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第９５号
茨城県取手市新取手１丁目７番２号、住民票上の住所茨城県取手市台宿２丁目27番28―609号
債務者　岡野　敬子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第２３号
長野県岡谷市川岸上４丁目12番８号、前住所長野県岡谷市山手町２丁目18番７号
債務者　三澤　眞一
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第１０９１号
兵庫県西宮市古川町３番９―503号
債務者　細川　豊子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３７１号
兵庫県尼崎市建家町111番地
債務者　中西　幸生
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係